

平成１９年１月３１日（水）
午前１０時３０分から１１時２１分
宇都宮市役所 １４大会議室

第６回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第6回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

・会長	佐藤 栄一			
・副会長	手塚 順一	手塚 照夫		
・委員	諏訪 利夫	山崎 守男	櫛渕 澄江	佐々木英明
	祁 郁夫	高梨真佐岐	松田 仁一	宇梶 清夫
	江連 功	斎藤 勝	古橋 正好	福嶋 邦夫
	五月女伸夫	白坂喜美雄	須藤 貢	高橋 栄一
	南木 昭男	小島 俊一	中村 祐司	沼田 良
	福田 正男			

2 欠席者

・委員	平賀 貴子
-----	-------

3 出席した事務局職員等

・事務局長	浜崎 道夫	・事務局次長	鈴木 治
・契約課長	稲村 康博	・行政経営課長	高井 徹

3 議 事

○ 報告事項

〔報告第9号〕 合併協定書調印後の経過について

〔報告第10号〕 各種事務事業の調整状況について

〔報告第11号〕 (仮称) 地域自治センターで行う事務事業について

○ その他

午前10時30分 開会

事務局〔浜崎事務局長〕

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回宇都宮地域合併協議会を開会いたします。

本日の会議につきましては、副会長を含む委員24人中21人のご出席をいただいておりますが、この後お二方遅参の旨お話がありましたので、最終的には23人ということになりますが、協議会規約第8条の規定に基づきまして、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。

佐藤会長

皆さん、おはようございます。おかげさまで、この合併協議会も今日が第6回目を迎えるところでございます。報告事項が今日は3件ございますが、この後、正式に言うと、あと1回ほど協議会を開かせていただきまして、協議会自体の閉じる作業もこれから進めていかなければなりません。その前に、各市、また町におきましても議会の承認事項があるわけでありまして、ここまで来て皆様方には大変ご苦勞をおかけしながら進めてきたわけでありまして、ほぼ3月31日には皆様とともに新宇都宮市のスタートをお祝いできるかと思っております。

しかしながら、故事にありますように、高い木に登って下りるときには最後の最後の一足が最も大切であり、決して気を許すなど、そんなことも言われております。気を許してどういう結果になるかというのは、それはわかりませんが、いずれにいたしましても、華々しくスタートいたして、そして県からも大変支援をいただいたこの合併が3月31日には見事に花が咲くように、皆様方の最後の詰め、決して気を許さずに、最後の詰めの作業に入っていただくことをお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

ここで、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

資料は全部で6部でございます。まず本資料といたしまして、「第6回宇都宮地域合併協議会」の資料がございます。次に、「資料1-1」といたしまして、「調整の方向性を変更した事務事業」の資料でございます。次に、「資料1-2」と右頭にあるかと思いますが、「具体的内容を明らかにした事務事業」の資料でございます。次が、「（仮称）地域自治センターで行う事務事業」、続きまして「参考資料」でございますが、「（仮称）

地域自治センターの組織概要及び（仮称）地域自治会議の概要」の資料でございます。最後に、「その他」といたしまして、「今後のスケジュール及び合併啓発事業」の資料があるかと存じます。

お手元にすべてお揃いでしょうか。もし不備がございましたら、お手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、早速、会議に入らせていただきます。

会議の議長は、協議会規約第8条の規定に基づきまして、佐藤会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、会議次第3の「会議録署名委員の選任」をいたします。本日の会議録署名委員につきましては、宇都宮市の築 郁夫委員、そして河内町の白坂喜美雄委員、お2人をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議次第4の「報告事項」に入らせていただきます。まず、報告第9号「合併協定書調印後の経過について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明いたします。

本資料の1ページをお開きいただきたいと思います。報告第9号「合併協定書調印後の経過について」。合併協定書調印後の経過につきまして報告するものでございます。

下の表をご覧くださいと思います。昨年10月20日の1市2町の合併協定書調印後、10月30日、1市2町の議会におきまして合併の議決がなされた後、11月1日、宇都宮市長、上河内町、河内町両町長の3名が県知事に合併の申請書を提出いたしました。12月18日には、県議会において1市2町の合併の議決がなされ、12月20日に県知事による合併の決定がなされました。

資料の次のページ、「別紙1」をご覧くださいと思います。「市町の廃置分合決定書」とございます。これは県知事が1市2町の合併の決定をしたことを示すものでございます。読み上げさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成19年3月31日から河内郡上河内町及び同郡河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入する。平成18年12月20日。栃木県知事 福田富一。

それでは、資料の1ページ、前のページにお戻りいただきたいと思います。県知事による合併の決定がなされた後に、同じく知事から総務大臣への合併の届け出がなされました。その後、今年になりまして、1月19日に総務大臣による合併の告示がなされたところで

ございます。

それでは、資料の3ページをご覧くださいと思います。「別紙2」でございます。これは平成19年1月19日の官報をコピーしたものでございます。最下段、太線で囲んでございますのは、宇都宮地域の合併に関する告示の部分でございます。読み上げさせていただきます。

総務省告示第29号 市町の配置分合。地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、河内郡上河内町及び同郡河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入する旨、栃木県知事から届け出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。右の処分は、平成19年3月31日からその効力を生ずるものとする。平成19年1月19日。総務大臣，菅 義偉。以上が告示の全文でございます。

報告第9号の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明は終わりました。報告につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。作業を残すかでございますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

それでは、ご意見、ご質問等がありませんようですので、ここでご承認を皆様からいただきたいと思いますが、報告第9号はご承認をいただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

ご異議がないということでございますので、報告第9号はご承認いただいたものといたします。

続きまして、報告第10号「各種事務事業の調整状況について」、事務局の説明をお願いします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明いたします。

本資料の4ページをお開きいただきたいと思います。報告第10号「各種事務事業の調整状況について」、ご説明をいたします。

次のページ、資料の5ページの「別紙」をご覧くださいと思います。各種事務事業

の調整状況につきましては、全事務事業、合計2,062件のうち昨年8月10日の第2回合併協議会において1,786件について、9月1日の第3回合併協議会において残り276件について合併後の調整の方向性を確定し、ご報告をさせていただきました。その後、市・町の専門部会におきまして、事務事業の実施に向けた具体的な整備・準備・調整作業を実施いたしました。その結果、一部の事務事業につきまして「サービスの統一時期の前倒し」など調整の方向性を見直すとともに、「速やかに調整する」としたものと「段階的に調整する」としていたものにつきまして、より具体的な調整内容を明確にしたものでございます。

1、サービス統一時期を前倒しいたしました事務事業は、合計で70件ございます。例といたしましては、リサイクル推進事業、健康づくり教室などがございます。リサイクル推進事業は、リサイクルの啓発・推進を目的とした各種事業を実施するものでございます。市・町間でリサイクル品目に違いがあったため、当初は新市に移行後段階的に調整するとしておりましたが、宇都宮市の制度を基準に調整することとしたため、合併時に調整をすることとなったものでございます。

また、健康づくり教室は、成人に対する栄養・運動・休養・口腔衛生等の生活全般にわたる指導と知識の普及を行うものであり、現在は宇都宮市の保健センターのみで実施をされている事業でございます。当初は2町の保健センターにおける実施を検討されておりましたが、その後の調整で、宇都宮市の保健センター1カ所を実施場所といたしまして、新市全域の住民を対象に実施をすることとしたため、合併時に調整することと実施時期が前倒しになったものでございます。

次に、2のその他でございますが、上記1でご説明いたしました、実施時期を前倒しした事務事業のほかに、当初決定した調整の方向性を変更したものは23件ございます。その例といたしましては、市民証交付、内職あっせん事務などがございます。市民証交付は当初、調整の方向性を合併時に調整するとしておりましたが、より高機能な住民基本台帳カードの普及に伴いまして、市民証の新規発行を終了することとしたために、廃止の方向で調整すると変更したものでございます。

また内職あっせん事務につきましては、戦後の生活困窮者対策としてスタートしたものでございます。宇都宮市においてのみ実施されておりました事業でございますが、戦後、現在60年が経過いたしましたして、内職で生計を立てている世帯はほとんどありません。その役割はおおむね終了したものと解しまして、18年度、今年度で事業を廃止としたため、調整の方向性も廃止の方向で調整をすると変更したものでございます。

では、「資料1-1」をご覧くださいと思います。資料1-1、調整の方向性を変更した事務事業、合計で93件でございます。2ページをお開きいただきたいと思います。こちらに先ほどご説明した、サービスの統一時期を前倒ししたのものとして、170番、リサイクル推進事業、その下保健福祉の69番、真ん中辺でございますが、健康づくり教室

などがございます。同じ資料でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。このページには廃止の方向で調整に変更した事務事業として11件ございます。上から3番目、先ほど申し上げました市民証の交付、それからその下5番目でございますが、内職あっせん事務などが例として挙げてございます。

申し訳ありません。本資料の5ページにお戻りをいただきたいと思います。3番の「実施に向けた具体的内容を明らかにしたもの」129件ございますが、下の調整の方向性のうち、(3)速やかに調整、あるいは(4)段階的に調整に該当する事務事業について、その実施時期や調整の進め方など具体的内容を明確にしたものでございます。例といたしましては、定員適正化計画、老人福祉センターの管理運営、食料・農業・農村基本計画、水道料金(料金体系)などがございます。

それでは、「資料1-2」をご覧くださいと思います。資料1-2の1ページでございますが、3段目、定員適正化計画がございます。当初は原則として、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向づけを行い、新市移行を速やかに調整するとしておりましたが、より明確に調整内容といたしまして、現在の宇都宮市の計画を新市の定員適正化計画として引き継ぐが、合併により職員数や職員構成が変化することから、目標値などの見直しについては、平成19年度中に修正すると、より明確にしたものでございます。

次に、同じ資料の5ページをお開きいただきたいと思います。5ページの下から2段目でございますが、老人福祉センターの管理運営でございますが、これにつきましても上河内町では、当該センターの指定管理期間を平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間と定めていることから、平成20年度までは上河内の現行基準のまま予算措置を継続し、平成23年度から宇都宮市の方針に合わせることにする、と調整がより明確になったものでございます。

次に、同じ資料でございますが、8ページをお開きいただきたいと思います。産業部会4件のうち、上から2段目でございますが、食料・農業・農村基本計画がございます。これは宇都宮市単独で策定した計画であり、2町は独自計画を有していないので、宇都宮市の計画を基準に、計画見直し時期(平成20年度)に新市全域を対象とした計画を策定すると、より明確にしたものでございます。

以上が、当初は3番の原則として宇都宮市の制度を基準に、新市移行を速やかに調整するとしていたものにつきまして、より明確にしたものでございます。

それでは、同じ資料の26ページをお開きいただきたいと思います。上から4段目でございますが、水道料金(料金体系)がございます。これは新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整すると当初整理をしてございましたが、その後の調整の中で、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3から5年で段階的に調整をすると、より具体的にしたものでございます。

各種事務事業の調整状況につきましての説明は以上でございます。よろしく願いをい

たします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明が終わりました。

報告事項の第10号でございますが、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

五月女委員、よろしくお願いいたします。

五月女委員

資料1なんですけれども、調整方向を変更、サービスを一時前倒し70件という。特に、ここに326、327、これはナンバーなんですけれども、契約業務の欄があります。これは再確認ということでちょっとお聞きしたいんですが、指名基準、発注について、これは事務方のほうでは地域性を考慮して、地域業者を最優先しますよということを聞いているんですけれども、その件に対してそのような解釈でよろしいかどうか。この中にはどこにもうたっていないんですが、よろしいかどうかをお聞きしたいと思います。

議長〔佐藤会長〕

事務局お願いいたします。

事務局〔稲村契約課長〕

ただいまの工事関連業務委託や物品等につきまして、いわゆる工事のような特例措置はありませんが、全市一体として発注をする中で星取りをして、まんべんなくといいますか、平等に指名をしたいと、このようなことで考えております。

議長〔佐藤会長〕

五月女委員、いいですか。

五月女委員

すいません。ちょっとニュアンスが違うんですが、事務方サイドでは地域性を考慮し、河内・上河内は当然編入合併ですから、地域性を考慮し、その地域に対する業者に対しては優先的に指名及び発注をするということで、事務方サイドではそのような形になっていますということを聞いていますが、それは再確認の意味で私は言っているんです。そういう意味ではないわけですか、今の回答は違うような回答だったんですけど。

事務局〔稲村契約課長〕

申しわけございません。

建設工事でございましたら特例措置がございますので、これは3年間、また条件によっては4年というふうなことだったと記憶しておりますが、特例措置で事後等の指名基準にのっとり指名を行うということでございます。

先ほど私、ご説明しましたのはそれ以外のものでして、大変失礼いたしました。

五月女委員

すいません。物品購入関係も地元ということで、そのような形で地域性を考慮してというような形で事務方サイドでは言われていました。商工会も事務方サイドからそれは聞いているはずですが。ニュアンスがちょっと違うんですけれども、その辺は事務方サイドがはっきりしていないという意味でとらえるしかないんですか。それで事務方が、そのようなあれはしていないという形ですか。

事務局〔稲村契約課長〕

お答えいたします。

物品等につきましては、指名の順位というのがありまして、市内業者を優先するということがまず第一順位であります。その中で、今委員おっしゃったような、いわゆる地元と申しますか、極力近間と申しますか、近隣の業者の方を指名に参加させるという発想は従前からございますので、明確に地元のみと申しますか、地元最優先という表現はとっておりませんが、地元の業者は指名に当然参加できるという解釈でございましたので、その辺がちょっと、ニュアンスが若干違うと言われればそのとおりかもしれません。

ただ、全く地元を配慮しないということではありませんので、あまり遠くの業者から引っ張ることはありませんので、その辺は従前のやり方で十分かなと考えております。

五月女委員

じゃあ、これは公園の管理とか維持管理とかいろいろながありますよね。普通のやつより小さいやつ、工事関係。この場合は工事関係でも小さなやつ、または業務委託となると草刈りとか公園の管理なんか、全部入ると思いますよ。また、清掃関係とか工事関連の委託業務とかというのは、これは全部関連するわけですけども、この前のは5,000万円以下の工事にしては3年間、及びただし書きが入ったわけですけども、それ以外の業種というのが物品購入とかいろいろながありますから、それも地域性を考慮して、地元業者または地元の企業を利用して優先に発注するという形と解釈しては拡大解釈になるわけですか。

事務局〔稲村契約課長〕

事務方の調整の中では宇都宮市のやり方に統一をすることになっておりまして、

それは施工場所といたしますか、草刈りであるとか物を買う場所であるとか、そういう施工場所の近間の業者の方は当然、優先とまでは言いませんが、指名の中で相当の比率を占めるということは今までもありますので、それを踏襲するということでもあります。

ですから、建設工事のように旧２町の指名基準にのっとって最優先でというところまではちょっと行っていないというのが状況でございます。

五月女委員

わかりました。

議長〔佐藤会長〕

そのほかございますでしょうか。

いかがでしょうか。ご意見ございますか。よろしいですか。

ほかにごいませんので、報告第１０号につきまして、ご承認をいただきたいと思えます。

報告第１０号をご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、報告第１０号につきましてはご異議がありませんので、ご承認をいただいたものといたします。

続きまして、報告第１１号「（仮称）地域自治センターで行う事務事業について」、事務局の説明をお願いします。

事務局〔高井行政経営課長〕

本体資料の６ページ、左肩、報告第１１号「地域自治センターで行う事務事業について」、次のとおり報告するというものでございます。

資料につきましては、後ろのほうの別冊となっておりますが、右肩資料で「資料２」というものをお開きください。資料２でございます。「（仮称）地域自治センターで行う事務事業」という太字のタイトルでございます。４００件でございます。内容的には表に書いてありますように、１から８の各区分に基づきまして内容を記載してございます。

それではお開きいただきたいと思います。

左側のページでございますが、「参考」でございます。これまでの経過ですが、平成１８年、昨年７月に事務事業の調査をいたしまして、実施事務事業とか実施範囲等について検討に着手してございます。また、９月の第４回の地域合併協議会におきまして、主な

事務事業、大くくりの事務事業という意味でございますが、ご提出いただき、228事業の確定をご了承いただいたところでございます。その後、地域自治に関する詳細な調査をその後も続けておりまして、矢印に書いてありますが、地域自治センターにおいて実施する事務事業、具体的な事務事業という意味でございますが、その事務数、それから実施の範囲等の確認・整理作業を行ってきたところでございます。

2の主な事務事業との対比ということでございますが、表にございますように、各区分に応じまして主な事務事業、大くくりとしては区分に書いてございますが、合計で228事務事業でございました。今回の整理後の事務事業としては、それぞれ分野ごとに数字が入ってございますが、総計で400事務事業ということでございます。具体的な事務事業のリストでございます。

右側の1ページというところでございますが、右の上のほうに四角で囲いまして記載例を記載してございます。これは「○」が新たに追加した事務事業、あるいは「1-1」と書いてございますが、主な事務事業として大くくりのものを枝番をつけまして分割したものとか、あるいは「1・2」と書いてありますが、ものは統合したもの、あるいは「＝」のものは削除したもの、あるいは「X」で書いているものは、制度改正等で部門の移管をしたものという細かい説明となっております。

若干資料の内容を説明させていただきます。

1の（仮称）地域自治センターの総務的業務ということで（1）地域自治センターの管理的業務ということで、この表でございますが、主な事務事業という網かけのところにつきましては、これまで記載がございませんでした。これは、専らこの地域自治制度については住民サービスの観点から事務事業を整理してまいりましたので、こういう内部管理業務については記載しておりませんでした。それを、矢印の下の方に今回整理した「実施する事務事業」として細かくリストアップしております。

1つ目の○、例えば地域自治会議に関すること。それで括弧書きの中に（会議の運営）という実施の事務事業の範囲を書いてございます。以下同様に、情報公開制度の運用に関することや、個人情報等々、あるいは市庁舎の管理等々を12業務のリストアップをしております。

また、これと同様でございますが、例えば2ページ、次のページをお開きいただきたいと存じます。（4）出納というところでございますが、ここも主な事務事業としては、「1 窓口収納に関すること」という大くくりの表現をしておりましたが、矢印の下の方をご覧いただきたいと思いますが、1-1として市税等の窓口収納、1-2として水道・下水道料金、あるいは1-3として受益者負担金・分担金の窓口収納に関することということで、事務に遺漏のないように具体的に今回計上したものでございます。

また、3ページのところでございますが、（2）の中段の窓口のところ、先ほど1件目の報告でありましたように、5番、市民証の交付というものが書いてございましたが、先

ほど説明いたしましたように、市民証の交付そのものが廃止ということですので削除しているような例でございます。

以下書いてございまして、例えば、また例示を差し上げます。7ページをお開きいただきたいと存じます。保健福祉という部門でございます。今回の地域自治制度のところでも保健福祉や窓口業務が最もボリュームのある事務事業をリストアップしてございますが、

(1) 保健のところ、主な事務事業としては、記載のとおり1, 2, 3, 4ということで、健康相談とか訪問指導とか、かなり大きくりな表現をしてございますが、次のページをお開きいただきたいとございます、8ページでございます。実施する事務事業につきまして、は相当枝番が付されているところがおわかりいただけると思いますが、1-1から2-1, 2-2, 2-3という形で具体的な事務事業、事務の遺漏のないような事業名とその実施範囲につきまして、今回整理したものでございます。

また、9ページでございますが、介護保険制度のところ、これも先ほど表記で「X」という表記がございます。新たに介護保険の中につけ加わったという部分でございますが、これは制度改正等に伴いまして、高齢者福祉という部門で整理していたものの、制度改正に伴う事務をこちらのほうの分野に持ってきたという趣旨で、内容的には変わってございません。

以上、その要領で9ページからそれぞれ部門別に、従前の主な事務事業と今回整理いたしました具体的な事務事業につきまして詳細なリストアップをしたところ、全400事務事業でございます。概略の説明はその程度にとどめさせていただきます。

続きまして、資料2の後ろの「参考資料」でございます。説明させていただきます。右肩上の参考資料でございます。「地域自治センターの組織概要及び地域自治会議の概要」でございます。よろしゅうございましょうか。

1の地域自治センターの組織概要でございます。1つ目の上河内地域自治センターにつきましては、所長以下、仮称で書いてございますが、地域経営課、地域づくり課、保健福祉課、産業土木課ということで、先ほどリストアップした事務事業を的確に執行できるよう4課の構成を想定してございます。右側に*で書いてございますが、センター職員数おおむね50人程度というところでございます。また、本庁出納室の分室として出納室分室を設置する予定であります。

また、下段のほうでございますが、河内地域自治センターにつきましては、所長以下、地域経営課、以下のところで6課構成、それぞれの事務名称も記載のとおりでございますが、センター職員数おおむね70人程度と。あるいはまた同様に、出納室分室も設置ということで、こういった体制を基本といたしまして、2町と最終調整中でございます。

次のページをお開きいただきたいと存じます。2ページでございます。2の(仮称)地域自治会議の概要につきまして、ご説明をいたします。その説明に入る前に、これまで地域自治制度の構築に当たりましては、自治会議という形で説明をしてまいりました。しか

も具体的な名称につきましては地域の名称を冠するという事で、上河内地域自治会議、河内地域自治会議ということで、これまでも申し上げてきたところでありますが、その総称としてこのたび「地域自治会議」という名称で総称させていただきたいと考えております。

(1) 制度の概要でございますが、これはこれまでの合併協議の中でご了承いただいた内容と何ら変わりがございません。アの法的位置づけにつきましては、条例で定める附属機関。イの役割につきましても、(ア)、(イ)、(ウ)につきましても従前の内容でございます。ウの期間については10年。エの委員につきましても20人以内と。再任を妨げないということで変更はございません。

(2) 委員の選考につきましては、具体化するということで表記させておりますが、アの委員数につきましては、各町の実情に合わせまして20人以内で選考していただく。あるいはイの委員の要件につきましては、設置区域に住所を有する者、または設置区域内の事務所に勤務する者等とする。あるいは(イ)として、委嘱時の年齢が20歳以上の者とするというものでございます。また、ウの選任制限及び理由につきましては、イで申し上げた要件に合致する者でありましても、宇都宮市の「審議会・委員会制度の改善に関する指針」あるいは自治会議の役割などから、選任制限を設けるというものでございます。この点具体的には、この会議は住民代表組織として多くの市民や団体の方、広範に参画いただくという趣旨でございます。そういう意味から、例えば市職員であるとか国・県の職員など公務員とか市議会議員は委員といたしません、このような考えでございます。

それからエの委員構成につきましては、これもやはり市の指針、要領等を踏まえ、以下の構成とするということで、3ページに記載してございますが、(ア)として女性比率につきましては委員の30%を目標とする。(イ)といたしまして、構成割合でございますが、学識経験、公募委員あるいは各種団体からの推薦された委員としての分野は決まっておりますが、学識経験につきましては20%程度、公募につきましても20%程度、それから各種団体からの推薦につきましては60%程度ということで、右側の「構成員」の例示のようなところから人選してまいります。また、※にございますが、学識経験者につきましては必ずしも住所要件にこだわらず、適材について選考するという考えでございます。

以上概要でございますが、地域自治センターで行う事務事業あるいは組織の概要等について報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

以上で説明がありましたが、この説明に対しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、ご意見がないようでございますので、報告第11号につきまして、ご承認い

ただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

異議がないということでございますので、報告第11号はご承認いただいたものといたします。

以上で予定した報告事項3件はすべて終了いたしました。

次に会議次第5の「その他」についてでございます。事務局からありますか。

事務局〔鈴木事務局次長〕

その他としてご説明、ご報告いたします。

資料の「その他」というものをご覧いただきたいと思います。

今後のスケジュール及び合併啓発事業について、ご説明をしたいと思います。まず、1の今後のスケジュールについてでございますが、2月に入りまして20日、第7回幹事会を経まして、26日に第7回合併協議会を予定してございます。内容といたしましては、合併協議会の事業報告、収支決算見込み及び合併協議会の廃止について報告をするものでございます。その後、3月中旬から下旬にかけて、合併協議会廃止議案の議決を1市2町の議会においてなされた後に、合併協議会の廃止に係る首長の協議、ここで合併協議会廃止協議書の締結及び告示を行いまして、その後に栃木県知事への届け出を予定しているところでございます。

また、3月18日、日曜日でございますが、上河内町・河内町両町におきまして、町を閉じる式典を開催の予定でございます。その後3月26日でございますが、宇都宮市、上河内町、河内町、1市2町によります合併記念式典を宇都宮市の文化会館で予定をしております。3月30日、金曜日でございますが、上河内町また河内町両町で就業時間を過ぎた後、庁舎を閉じる閉庁式を予定してございます。あわせまして、宇都宮市合併協議会が廃止となる予定の日でございます。翌3月31日が合併期日でございます。また、平成19年度、新年度になりまして4月2日、月曜日でございますが、本庁におきましては、新市出発記念とした「市民の日」記念のつどいを開催の予定でございます。また、2つの地域、2地域になりますが、上河内・河内両地域で地域自治センターの開所式が朝8時ごろから開催の予定となっております。

それでは、裏面をご覧いただきたいと思います。こちらにただいま申し上げましたスケジュール、また式典等の予定の概略を載せてございます。一部が閉庁式ということで(1)が上河内町、3月18日午後1時半から4時半ということで、上河内の体育館で予定をされております。河内町につきましては同日でございますが、午前中、10時から午

後6時ということで、田原コミュニティプラザで予定をされているところでございます。

2が合併記念式典でございますが、ただいま申し上げたとおり3月29日、午後2時から式典を開始いたしまして、約50分間、2時50分ごろまで第一部式典を行います。その後、午後3時ごろからアトラクションとしてジャズの演奏等を予定してございます。

3番が開庁式でございますが、3月31日に各町役場でございまして、午後5時半から庁舎を閉じる式典が行われるということでございます。

4番がただいま申し上げた、新市出発記念の「市民の日」記念のつどい。毎年4月1日が宇都宮市民の日でございまして、その後の開庁日に「市民の日」記念のつどいを毎年行われておりますが、こしは新市合併記念ということで行われる予定でございます。

5番が地域自治センターの開所式でございますが、2日、新年度最初の開庁日でございますが、上河内地域自治センターでは午前8時から8時20分まで、その後河内地域自治センターでは午前8時40分から9時、これはあくまで予定でございますが、各センターの玄関前で開所式を予定してございます。

それでは、資料の1ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

合併の啓発事業につきましてご説明いたします。合併を住民の皆様幅広く知ってもらうために、以下のとおり啓発事業を計画しているところでございます。アの広報誌・ホームページによる周知でございますが、これまでも実施をしておりましたが、各市・町合併協議会の広報誌・ホームページ等で続けて周知を行ってまいります。イの啓発広告物の掲示でございますが、懸垂幕あるいは横断幕、またバスの全面に車体広告をつける、バスマスクというのでございますが、こんなのをつけまして周知を行ってまいりたいと考えてございます。ウは郵便物等シールの作成でございますが、市あるいは町が発送する郵便物についてシールを貼りまして、合併の周知を行ってまいりたいと考えてございます。エ、メディア等による周知でございますが、これはテレビ、ラジオあるいは電光掲示板等で合併の周知を行ってまいります。

(2)でございますが、合併のパンフレットの作成につきましては、合併による住民サービスの変更内容や、住居表示の変更に伴う手続等につきまして、案内するパンフレットを2月下旬から3月上旬に発行する予定でございます。これによってサービス内容の変更を皆様に知ってもらうことを考えてございます。

(3)その他でございますが、ポスターあるいは合併記念のパネル展、こんなのをただいま検討中でございます。

以上でスケジュール、合併啓発事業のご説明は終了いたしますが、3月26日、合併記念式典の内容につきまして、もう少し詳しくお話を申し上げたいと思います。具体的内容につきましては、2月26日の第7回合併協議会におきましてスケジュール等、表をお示しして、詳しくご説明をさせていただきますが、概略でございますが、3月26日月曜日、先ほど申し上げたように、午後2時から4時半ぐらいまでを予定してございます。場所は

宇都宮市文化会館の大ホールでございます。協議会委員の皆様にはご招待ということで後ほど招待状を発送させていただきますので、ご出席のほうよろしくお願いを申し上げたいと思います。

内容につきましては、一部・二部と2つに分かれまして、一部は記念式典。午後2時から2時50分、約50分間を予定してございます。開式に始まりまして、市民憲章唱和、市長による式辞の後、合併功労者総務大臣表彰といたしまして、1市2町の首長、次長、合計6名の方に授賞をお願いいたします。その後市民市長感謝状といたしまして、協議会の委員さん、行政職の方と、あるいは合併功労者総務大臣表彰を受けた6名を除きました15名の委員さんに、市長より感謝状を贈呈する予定でございます。

その後、知事による来賓祝辞をいただいて、その後新宇都宮市のメッセージ、1市2町の小学生によりますメッセージを卒業式のリレーメッセージ、呼びかけのような形で行う予定でございます。その後宇都宮市の歌を歌いまして、式典は閉式といたします。

第二部につきましては、ジャズを基本といたしましてアトラクションを考えてございます。プロによる演奏、また中学生・高校生による合唱・合奏、またジャズグループの演奏等を考えてございます。終了は4時半ごろに終わる予定でございます。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明が終わりました。今後のスケジュール及び合併啓発事業についての説明でございました。このことに関しまして、何かご意見等ございますか。

お願いいたします。

中村委員

2月26日の第7回の時間は。

すいません、細かいことで。2月、来月26日の第7回の時間を教えてください。

議長〔佐藤会長〕

事務局お願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

第7回につきましては、午後2時からこちらの会場、14大会議室を予定してございます。よろしくをお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ほか、ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにございませんので、今後のスケジュール及び合併啓発事業につきましては、ただいまの説明のとおり進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは、ほか、委員の皆様方からご意見、あるいはご質問等ございましたらお願いをいたしたいと思います。

この後お食事もとっていただくことになっておりますので、何かございましたらその折にもご意見をちょうだいできればと思います。

事務局で何かありますか。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ただいま中村委員のところでお答えいたしましたものでございますが、第7回合併協議会、2月26日を予定してございます。月曜日でございます。午後2時からということで、こちら、宇都宮市役所の14大会議室、こちらの会場でお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

次回第7回がでございます。ひとつご出席のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、事務局からの連絡事項が終わりました。なければ以上で閉じさせていただきますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

それでは、以上で第6回宇都宮地域合併協議会を終了させていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたが、今回は最後の合併協議会となる予定でございます。冒頭で申し上げましたが、合併まであと2カ月となりました。これから準備等も大詰めになりますし、また引き続き皆様方には大変ご苦勞をおかけするかと思いますが、我々も万全の準備を進め、そして来るべき3月31日の新宇都宮市を盛大に皆様とともにお祝いをしたいと思います。

本日、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

事務局〔浜崎事務局長〕

ありがとうございました。

以上をもちまして、第6回宇都宮地域合併協議会を閉会いたします。

本日はこの後、ささやかな昼食を準備させていただきました。この後別室をご案内いたしますので、そのままお待ちいただければありがたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

午前11時21分 閉会